

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

ア 管理職手当について

管理職手当の月額、職員の職務の級における最高の号給の給料月額に100分の25を超えてはならないこと。

イ 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に扶養親族でない配偶者がある場合又は職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,000円とすること。

(2) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例に規定する特定業務等従事任期付職員のうち特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員について、沖縄県職員の給与に関する条例第14条の規定が適用されるようにすること。

2 改定の実施時期

(1)の改定は平成19年4月1日から実施し、(2)の改定はこの勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

3 経過措置

(1)のアについては、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。